

こ 支 障 第 1 号  
こ 成 母 第 6 号  
令和 6 年 1 月 11 日

各 

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

 殿

こども家庭庁支援局長  
こども家庭庁成育局長

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件等について

「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）」が、別添1のとおり、令和6年1月11日に公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」（以下「法」という。）（別添2）の規定の一部が、令和6年能登半島地震による災害に適用されることとなりました。

具体的には、法第2条第1項の特定非常災害に令和6年能登半島地震による災害が指定され、その被災者等について、行政上の権利利益の保全等のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものです。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件（令和6年こども家庭庁告示第1号）」（以下「告示」という。）が、別添3のとおり、政令と同日の令和6年1月11日に公布されました。

この告示により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号又は第2号の規定に基づく養育里親名簿又は養子縁組里親名簿への登録等に関し、令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に居住地を有する者等について、有効期間等を延長し、その満了日を令和6年6月30日とすること等とされました。

これらに伴うこども家庭庁所管の法令の運用における留意点等を下記のとおりお示しするので、内容を御了知の上、適切な対応方御配意いただくとともに、都道府県におかれては管内市町村（特別区を含む。）に周知されるようお願いいたします。

## 記

### 第1 行政上の権利利益の保全等のための期間の満了日の延長について

- ① 告示により有効期間等の満了日を延長した許可等のうち、こども家庭庁所管の法令の規定に基づくものは、次のとおり。
- ・ 特定被災区域内に居住地を有する者に係る児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 号又は第 2 号の規定に基づく養育里親名簿又は養子縁組里親名簿への登録
  - ・ 特定被災区域内に居住地を有する者に係る児童福祉法第 20 条第 1 項の規定に基づく療育の給付
  - ・ 特定被災区域内に事業所を有する者に係る児童福祉法 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
  - ・ 特定被災区域内に居住地を有する者に係る児童福祉法第 21 条の 5 の 5 第 1 項の規定に基づく障害児通所給付費等の給付決定
  - ・ 特定被災区域内に施設を有する者に係る児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定障害児入所施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）
  - ・ 特定被災区域内に居住地を有する者に係る児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項の規定に基づく障害児入所給付費の給付決定
  - ・ 特定被災区域内に事業所を有する者に係る児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
  - ・ 特定被災区域内に居住地を有する者に係る母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 20 条第 1 項の規定に基づく養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給
  - ・ 特定被災区域内に事業所を有する者に係る民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく養子縁組あっせん事業の許可
- ② 告示により指定された措置のほか、法第 3 条第 1 項に規定する行政庁又は行政機関は、令和 6 年能登半島地震による災害の被害者であって、理由を記載した書面によりその特定権利利益（法第 3 条第 1 項）に係る満了日の延長の申出を行ったものについて、令和 6 年 6 月 30 日までの期日を指定してその満了日を延長することができる（法第 3 条第 3 項）。

## 第2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について

- ① 法令に基づき令和6年1月1日から同年4月29日までの間に履行期限が到来する義務が令和6年能登半島地震により履行されなかった場合において、当該義務が同月30日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は問われない。（法第4条第2項）
  
- ② こども家庭庁所管の法令に基づく届出等のうち、法第4条第2項の規定の適用を受ける届出等の例は、次のとおり。
  - (1) 児童福祉法関係
    - 指定障害児通所支援事業に係る指定の変更の届出（第21条の5の20）
    - 指定障害児入所施設に係る指定の変更の届出（第24条の13）
    - 指定障害児相談支援事業の指定に係る変更の届出等（第24条の32）
    - 一時預かり事業の開始、変更、廃止及び休止の届出（第34条の12）
    - 病児保育事業の開始、変更、廃止及び休止の届出（第34条の18）
    - 認可外保育施設の事業の開始、変更、廃止及び休止の届出（第59条の2）
  - (2) 母体保護法（昭和23年法律第156号）関係
    - 不妊手術又は人工妊娠中絶の実施の届出（第25条）
  - (3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）関係
    - 児童扶養手当の支給を受けている者が死亡したときの届出（第28条第2項）
  - (4) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律関係
    - 民間あっせん機関の養子縁組あっせん事業の変更の届出（第13条第1項）
    - 民間あっせん機関の養子縁組あっせん事業の廃止の届出（第14条第1項）
    - 民間あっせん機関の都道府県知事への報告（第32条第1項、第2項）
    - 民間あっせん機関の都道府県知事への届出（第32条第3項）

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年一月十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

#### 政令第五号

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

#### （特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和六年能登半島地震による災害を指定し、同年一月一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

#### （特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

#### （行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和六年六月三十日とする。

#### （特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和六年四月三十日とする。

#### （法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和七年十二月三十一日とする。

#### （相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和六年九月三十日とする。

#### （調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和八年十二月三十一日とする。

#### 附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣

岸田 文雄

総務大臣

松本 剛明

法務大臣

小泉 龍司

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全  
等を図るための特別措置に関する法律

(平成八年六月十四日)

(法律第八十五号)

第百三十六回通常国会

第一次橋本内閣

改正	平成	九年	五月	九日法律第	五〇号
	同	一一年	二月二日同	第一六〇号	
	同	一四年	七月二日同	第八五号	
	同	一六年	六月二日同	第六七号	
	同	一六年	六月二日同	第七六号	
	同	一六年	六月二八日同	第一一一号	
	同	一六年	六月二八日同	第一一二号	
	同	一八年	六月二日同	第五〇号	
	同	一八年	六月二一日同	第九二号	
	同	二〇年	五月二三日同	第四〇号	
	同	二三年	六月二四日同	第七四号	
	同	二五年	六月二一日同	第五四号	
	同	三〇年	六月二七日同	第六七号	
	令和	三年	五月一九日同	第三六号	
	同	四年	五月二〇日同	第四四号	

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置  
に関する法律をここに公布する。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別  
措置に関する法律

(趣旨)

**第一条** この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を  
図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利  
益に係る満了日の延長、履行されなかつた義務に係る免責、法人  
の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間  
の特例、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による  
調停の申立ての手数料の特例及び景観法(平成十六年法律第一百  
号)による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものと  
する。

(平一六法七六・平一六法一一一・平二五法五四・平三〇

法六七・令四法四四・一部改正)

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

**第二条** 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の  
被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害に  
より債務超過となつた法人の存立、当該非常災害により相続の承  
認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難と  
なつた者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅  
速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入  
居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と  
認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災  
害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政

令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(平二五法五四・一部改正)

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

**第三条** 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七條第三項若しくは第五十八條第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八條第一項において準用する場合を含む。）、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七條第三項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二條第一項若しくは第十三條第一項の命令若しくは内閣府設置法第七條第五項若しくは第五十八條第六項若しくは宮内庁法第八條第五項、デジタル庁設置法第七條第五項若しくは国家行政組織法第十四條第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法第三條第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三條第二項に規定する委員会である場

合にあつては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延

長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(平一一法一六〇・令三法三六・一部改正)

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

**第四条** 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

**第五条** 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならぬ。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなつたとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(平一六法七六・平一八法五〇・一部改正)

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置)

**第六条** 相続人（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者）が、特定非常災害発生日において、特定非常災害により多数の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地区として政令で定めるものに住所を有していた場合において、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百十五条第一項の期間（この期間が同項ただし書の規定によって伸長された場合にあっては、その伸長された期間。以下この条において同じ。）の末日

が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来するときは、同項の期間は、当該政令で定める日まで伸長する。

一 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合、その者の相続人

二 相続人（前号の場合にあつては、同号に定める者）が未成年者又は成年被後見人である場合、その法定代理人

(平二五法五四・追加)

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

**第七条** 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(平二五法五四・旧第六条繰下)

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

**第八条** 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に



規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

対象となる特定権利利益	対象者
<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一号又は第二号の規定に基づく養育里親名簿又は養子縁組里親名簿への登録</p>	<p>令和六年能登半島地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に居住地を有する者</p>
<p>児童福祉法第二十条第一項の規定に基づく療育の給付</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定に基づく障害児通所給付費等の給付決定</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく指定障害児入所施設等の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に施設を有する者</p>
<p>児童福祉法第二十四条の三第四項の規定に基づく障害児入所給付費の給付決定</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第一項の規定に基づく養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第六条第一項の規定に基づく養子縁組あつせん事業の許可</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>

〇子ども家庭庁告示第一号  
 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を次のように指定する。  
 令和六年一月十一日  
 子ども家庭庁長官 渡辺由美子